

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称) 三大明神風力発電事業環境影響評価書」に係る確定通知について

令和2年12月24日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

当省は、株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称) 三大明神風力発電事業環境影響評価書」(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対し、評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた株式会社ユーラスエナジーホールディングスは、同条第2項の規定に基づき、福島県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1か月間)し、住民へ周知することとなる。

(これまでの環境影響評価に係る手続き)

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成26年 10月20日
環境大臣意見受理	平成26年 12月19日
経済産業大臣意見発出	平成27年 1月 9日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成27年 6月30日
住民意見の概要等受理	平成27年 9月 4日
福島県知事意見受理	平成27年 12月 4日
経済産業大臣勧告発出	平成27年 12月18日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成28年 7月29日
意見の概要等受理	平成28年 9月29日
福島県知事意見受理	平成28年 12月28日
環境大臣意見受理	平成29年 1月10日
経済産業大臣勧告発出	平成29年 4月24日

<環境影響評価書>

環境影響評価書受理	令和 2年 12月 4日
環境影響評価書確定通知	令和 2年 12月24日

問い合わせ先：電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742(直通)